

## 市第93号議案

### 第 2 期横浜市教育振興基本計画の策定

教育基本法第17条第 2 項の規定に基づき、第 2 期横浜市教育振興基本計画を次のように定める。

平成26年11月28日提出

横浜市長 林 文 子

## 第 1 「第 2 期横浜市教育振興基本計画」について

### 1 計画策定の趣旨

#### (1) 「横浜教育ビジョン」について

横浜市教育委員会では、教育基本法改正に先立って、平成18年10月に、おおむね10年を展望し、横浜の教育の目指すべき姿を描いた「横浜教育ビジョン」を策定しました。

「横浜教育ビジョン」は、「横浜市基本構想（長期ビジョン）」の都市像の実現に向け、「教育」が果たしている普遍的な役割に加え、横浜が目指す「人づくり」の観点から、『横浜の子ども』を育む上で大切にすべき 3 つの基本「知・徳・体」と 2 つの横浜らしさ「公・開」などを示しました。

#### (2) 本計画の位置付け

国において、平成18年12月に改正された教育基本法第17条第 1 項で、政府が国の教育の振興に係る基本的な計画を定めることが規定されました。これを受けて、平成20年 7 月には「教育振興基本計画」が策定されました。また、同条第 2 項において、「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければな

らない。」とされました。

本市では、同項の規定に基づき、改正教育基本法の理念や国の「教育振興基本計画」を踏まえ、「横浜市中期 4 か年計画」とも連動を図りながら、「横浜教育ビジョン」の実現に向け、平成22年度からの 5 年間の計画として「横浜市教育振興基本計画」を策定しました。

「第 2 期横浜市教育振興基本計画」は、国において平成25年 6 月に第 2 期の「教育振興基本計画」が閣議決定されたことや、「横浜市中期 4 か年計画」が平成26年度からの計画であることから、計画期間を平成26年度から平成30年度までの 5 年間とします。

## 2 市長部局等との連携

### (1) 本市が策定した他の計画等との関係

「第 2 期横浜市教育振興基本計画」の策定に当たっては、「横浜市中期 4 か年計画」以外にも、子育てや福祉、スポーツ、芸術等、本市で既に策定されている他の計画と深く関連する部分があり、それらの計画を尊重しつつ、整合を図りました。

### (2) 市長部局及び関係者との連携・協力

子どもを取り巻く課題は多様かつ複合的になっており、未来を担う子どもを育成するためには、学校や教育委員会だけではなく、社会全体で子どもの成長を支えていく必要があります。

そのためにも、区役所や関係する市長部局と協力し、未就学期から学齢期、教育と福祉の連携を図るなど、子どもへの

切れ目のない支援を行います。

また、行政だけではなく、家庭や地域の皆様をはじめとして、教育関係者やボランティアの方々、企業や大学などと連携・協力し、教育の充実を目指します。

## 第 2 「第 2 期横浜市教育振興基本計画」の目指すもの

### 1 「横浜教育ビジョン」に基づく横浜が目指す教育の姿

「横浜教育ビジョン」では教育の使命としての基本理念を示しています。

- (1) 子どもの確かな学力と豊かな心、健やかな体を育むことで、人格の完成を目指し、社会を担う者としての資質を身に付けた「市民」を育成すること。
- (2) 先人が築き上げたものを大切にしつつ新たな挑戦をしていく姿勢、自らが幸せに生きるとともに他者の幸せにも寄与しようとする姿勢を育むこと。

### 2 計画策定の視点

「第 2 期横浜市教育振興基本計画」を策定するに当たっては、「横浜教育ビジョン」の実現とあわせて、社会状況の変化や本市の目指す方向性、業務の負担軽減の取組などに対応した今の時代に特に求められる視点を取り入れました。

#### (1) 新たな視点

##### ア 世界での活躍を実現する教育

進展する社会のグローバル化に対応するために、自らの文化を学び、理解することを通してアイデンティティを確立し、文化や価値観が異なる中で違いを認め合い自らを表現することができる能力を育成します。また、確かなコミ

コミュニケーション能力の向上のための英語教育を充実させます。

イ <sup>きずな</sup>絆づくりと活力あるコミュニティの形成

東日本大震災により大切さが再確認された絆づくりや「自助」、「共助」に基づく防災教育を実施します。また、世代や立場などが異なる様々な人が集まる地域の理解と協力を得て学校運営に取り組むとともに、学校が積極的に地域と連携することにより、地域コミュニティを活性化する相互関係を作ります。

ウ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、国際都市横浜ならではのグローバルな人材の育成やスポーツを楽しむ仕組みづくり、自らの歴史、文化を理解するとともに異文化への理解を深める教育を行うなど、未来を担う子どもに教育としてのレガシー（遺産）を残していきます。

エ 教職員の負担軽減、県費負担教職員の市費移管への対応

教職員の負担を軽減し、働きやすい職場づくりを進めることで、子どもと向き合う時間を確保できるようにするために、教育委員会事務局と学校が互いに仕事の仕方の改善に取り組みます。また、県費負担教職員の市費移管の機会を捉え、学校の状況に合わせた教職員の配置の工夫や、円滑な移管のための制度設計を行います。

(2) 引き続き重視する視点

## ア たくましく生き抜く力を育む教育

児童生徒が自立した個人としてたくましく生き抜くための力を育成し、学校教育への期待に応えるために、3つの基本（「知」（確かな学力）、「徳」（豊かな心）、「体」（健やかな体））の調和がとれた『横浜の子ども』の姿を目指し、確かな目標設定を行い授業の質を向上させます。

## イ 社会を担う者としての資質を育む教育

社会に出て役割を果たすことができる子どもを育てるために、地域との関わりや様々な職業を体験する機会を設け、働くことの意義や尊さを理解し、将来に夢や希望、目標を持てる子どもを育むキャリア教育を推進します。

## ウ 学びのセーフティネットの構築

家庭の経済状況や家庭環境等による子どもの学力や進学機会の格差の拡大への対応や、増加する発達障害など特別な支援を必要とする児童生徒や日本語指導が必要な外国籍等の児童生徒などへの支援が求められています。全ての児童生徒に学習の機会を確保するために、学校や区役所、NPO法人などの関係機関が連携する仕組み・体制を作ります。

## エ 学び続ける教員の育成

大量退職・大量採用により、本市での経験年数が10年までの教員が全体の約5割という現状を踏まえ、大学時代から教育現場を体験できる機会の拡大や、教員が大学で学ぶ機会を設けるなど、大学との連携を推進します。また、学

校現場で学ぶ O J T 等の強化や、マネジメント力向上などのための民間企業への派遣、グローバルな視点を持つための海外研修なども進めます。

オ 学校の組織力の向上

小・中・高・特別支援学校を合わせて 500 を超える学校を抱える大都市横浜では、児童生徒の状況や地域の教育資源の状況などに合わせた学校運営が不可欠です。家庭や地域、関係機関の協力を受けながら、学校が自主的・自律的に運営できるよう支援します。

カ 安全・安心な教育環境の整備

本市では、地域によって子どもの急増や減少の傾向が異なることから、各地域の実情に即した学校の統合や新設による対応が求められています。また、学校施設の計画的な保全や耐震化の推進、老朽化している施設の長寿命化等の取組など、児童生徒が安全で安心して学ぶことができる教育環境の整備を進めます。

第 3 今後 5 か年で重点的に取り組む施策

1 5 つの目標と 13 の施策

「第 2 期横浜市教育振興基本計画」では、「横浜教育ビジョン」の理念に基づいて定めた「5 つの目標」を継続します。目標ごとの現状と課題及び策定の視点を踏まえ、13 の施策を策定します。

(1) 5 つの目標

ア 目標 1 「知」「徳」「体」「公」「開」で示す『横浜の子ども』を育みます

イ 目標 2 誇りや使命感に満ちた信頼される教職員を確保  
・育成します

ウ 目標 3 学校の組織力を高め、信頼される学校を目指し  
ます

エ 目標 4 家庭・地域・学校が連携し、子どもの成長を支  
え合います

オ 目標 5 子どもの教育環境を整備するとともに、市民の  
学習活動を支援します

(2) 目標 1 「知」「徳」「体」「公」「開」で示す『横浜の  
子ども』を育みます

ア 現状と課題

(7) 一人ひとりの自立に向けた基礎学力・基礎体力の向上

a 「平成25年度全国学力・学習状況調査」では、基礎  
問題（1.3ポイント）、活用問題（2.6ポイント）と  
もに全国平均を上回る結果となっています。今後は、  
基礎問題で更に全国平均を上回るよう、基礎・基本の  
習得に力を入れる必要があります。

b 自己肯定感や規範意識が全国に比べて低い状況にあ  
るため、他者との関わりを充実することで、自分を大  
切にする心や主体的に社会を良くしようとする心を育  
む必要があります。

c 体力が全国と比べて低く、運動やスポーツをほとん  
どしない児童生徒がどの学年にも一定程度いることか  
ら、運動意欲を高め、運動習慣を身に付けさせること  
が必要です。

- d 学力・体力や豊かな心に関する客観的な調査結果等のデータを保護者や地域と共有し、連携して取組を進める必要があります。
  - e 「横浜型小中一貫教育」を推進してきた結果、中学進学時の不安感の減少等に一定の成果が見られますが、「小中一貫教育推進ブロック」における取組に差が生じているため、ブロックに応じた支援が必要です。
  - f 小学校への「児童支援専任教諭」の配置など、いじめ問題について全校での取組を進めてきた結果、いじめの認知件数が増え、解消率は上昇しています。今後は、いじめのない子ども社会の実現に向けて、地域ぐるみでいじめの未然防止に取り組む必要があります。
  - g 中学校の昼食については、家庭弁当を基本とし、弁当を持参できない場合には業者弁当等を購入できるようにしましたが、更なる昼食の充実が求められています。
  - h 特別支援教育や日本語指導が必要な児童生徒が増加し、教育ニーズも多様化していることから、関係機関との連携やニーズに合わせた学習支援を行っていくことが求められています。
  - i グローバル化に対応した教育の充実や、生徒一人ひとりが社会の中で自立する力の育成など、時代や市民ニーズに対応した高校教育が一層求められています。
- (イ) 地域・社会と関わる体験の充実
- a 子どもが地域や社会で人と関わりを持ったり、自然

に触れたりする機会が減少し、生活の中で問題を発見し解決する経験を積むことが難しくなっていることから、豊かな体験を通じた学習を推進していく必要があります。

b 将来の夢や目標を持ってない子どもが一定数いることから、発達段階に応じたキャリア教育の推進が求められています。

c 震災に備え、学校を中心に防災対策、防災教育に取り組んできましたが、地域と連携した防災体制の構築が十分でないため、「自助」、「共助」の推進に向けた取組が求められています。

(ウ) 将来の社会で活躍できる人材の育成

a グローバル化が進展する中で、横浜の歴史や異文化を理解し、国際共通語としての英語を活用しながら多様な国の人たちとコミュニケーションをとり、問題解決を進められる力を身に付けることが求められています。

b 高度情報化の進展に対応し、ICTを活用することにより学習効果を高められるような、ICT教育の推進やそのための環境整備を行う必要があります。

イ 施策 1 横浜らしい教育の推進

(ア) 施策の方針

a 横浜型小中一貫教育を一層推進し、学力の向上や児童生徒指導の充実を図ります。

b 横浜を愛し、公共の精神を尊び、積極的に社会に関

わり貢献しようとする態度を育みます。

- c 横浜の歴史や伝統・文化を尊重し、国際社会で活躍するためのコミュニケーション能力等を身に付けた人材を育成します。

(イ) 重点取組

- a 重点取組 1 横浜型小中一貫教育の推進
- b 重点取組 2 豊かな体験を通じた学習の推進
- c 重点取組 3 家庭・地域と連携した防災教育の推進
- d 重点取組 4 国際社会で活躍できる人材の育成
- e 重点取組 5 先進的な I C T 教育の推進

ウ 施策 2 確かな学力の向上

(ア) 施策の方針

- a 「横浜市子ども学力向上プログラム」に基づく問題解決的な学習を推進し、基礎・基本の定着と学んだことを活用し考え表現する力、自ら進んで学習する態度を育みます。
- b 「横浜市学力・学習状況調査」の結果を踏まえ、保護者や地域と情報共有し、連携して学力の向上に取り組みます。

(イ) 重点取組

- a 重点取組 1 基礎的・基本的な知識・技能の習得を目指した学習の推進と学習習慣の定着
- b 重点取組 2 考える力を育むための授業改善の推進
- c 重点取組 3 「横浜市学力・学習状況調査」の活用による学力の向上

## エ 施策 3 豊かな心の育成

## (ア) 施策の方針

- a 「『豊かな心の育成』推進プログラム」に基づき、礼儀や規律を重んじ、人格や生命を尊重して行動する力を育みます。
- b 実生活との関連を重視した道德教育を充実させます。
- c だれもが安心して豊かに過ごせる学校づくりを推進し、いじめの根絶と不登校の減少を目指します。
- d 文化芸術体験を通じ豊かな感性や情操を養います。

## (イ) 重点取組

- a 重点取組 1 実生活に生きる道德教育の充実
- b 重点取組 2 人権教育の推進
- c 重点取組 3 いじめ根絶、登校支援に向けた取組
- d 重点取組 4 文化芸術の体験を通じた豊かな感性や情操の醸成

## オ 施策 4 健やかな体の育成

## (ア) 施策の方針

- a 「横浜市子どもの体力向上プログラム」に基づき、運動に親しむ子どもを育みます。
- b 体力・運動能力調査を活用した学校の目標・取組を保護者や地域と共有し、連携して体力向上に取り組みます。
- c 食育を推進し健康な体を作る子どもを育みます。
- d 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会

を契機に、運動意欲の向上や運動機会の拡充を図ります。

(イ) 重点取組

- a 重点取組 1 P D C A サイクルによる「体育・健康プラン」の運営改善
- b 重点取組 2 食育の推進などによる健康な体づくり
- c 重点取組 3 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組

カ 施策 5 特別なニーズに対応した教育の推進

(ア) 施策の方針

- a 特別な支援が必要な子どもの状況に応じた指導・支援のため、研修や校内指導体制を充実させます。
- b 通学区域の見直しによる特別支援学校の再編整備を行います。
- c 日本語指導が必要な子どものニーズに合わせた教育を行い、学校生活に適應する力と学習に必要な力を育成します。

(イ) 重点取組

- a 重点取組 1 特別支援教育推進のための指導体制の充実
- b 重点取組 2 特別支援学校の再編整備
- c 重点取組 3 日本語指導が必要な児童生徒への支援

キ 施策 6 魅力ある高校教育の推進

(ア) 施策の方針

- a 多様な文化・価値観への理解を深め、世界的視野や

問題解決能力等を養い、国際共通語である英語の力を強化することで、国際社会で活躍できる人材を育成します。

- b 特色ある高校づくりを推進し、市立高校への市民の信頼と期待に応えます。
- c 次代を担う人材の育成や生徒一人ひとりの能力を伸ばす教育を実践します。

(4) 重点取組

- a 重点取組 1 次代を担うグローバル人材の育成
- b 重点取組 2 特色ある高校づくり
- c 重点取組 3 生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばす教育の充実

(3) 目標 2 誇りや使命感に満ちた信頼される教職員を確保・育成します —尊敬される教師—

ア 現状と課題

(7) 実践力を備えた教職員の確保・育成

- a 大量退職・大量採用が続いたことにより、本市での経験年数が10年までの教員が全体の5割を超えており、実践力や専門性を備えた教員の確保や効果的・効率的な教員の育成が求められます。
- b 採用後すぐに子どもや保護者と適切に関わり教育活動を行えるよう、採用前から教員志望の学生等が一定の実践力や専門性を身に付けるため、養成段階から大学と連携し、即戦力となる教員を養成することが課題です。

c 経験の浅い教員の育成を早急に進めるためには、各学校現場での O J T 等による実践力や専門性の向上につながる研修を充実させる必要があります。

(イ) 学び続ける教員の支援

a 子どもを取り巻く社会状況や家庭環境が多様化しており、個々の教員には授業力はもちろんのこと、コミュニケーション能力やマネジメント能力などがこれまで以上に求められています。

b 今後求められる教員の資質・能力の向上のためには、教育委員会事務局内での研修に限らず、大学や企業、さらには海外における学びの機会を積極的に活用しながら、人材育成を進めていくことが必要です。

イ 施策 7 優れた人材の確保

(ア) 施策の方針

a 「教師」としての使命感や情熱、実践的指導力等の資質・能力を有する人材を確保します。

b 経験の浅い教員が増加することから即戦力となる優れた人材の確保を目指し、大学との連携を進めます。

(イ) 重点取組

a 重点取組 1 優れた教職員の確保策の展開

b 重点取組 2 大学と連携した教員の養成・確保

ウ 施策 8 教師力の向上

(ア) 施策の方針

a メンターチーム等を活用した O J T や研修と研究の効果的な実施により、授業力・教師力の向上を目指し

ます。

- b 学び続ける教員の支援に向け、大学や民間企業との連携を図ります。

(イ) 重点取組

- a 重点取組 1 教師力向上のための研究・研修の仕組みづくり
- b 重点取組 2 大学や民間企業と連携した教員の学びの支援
- c 重点取組 3 教職員の心の健康の維持・向上

- (4) 目標 3 学校の組織力を高め、信頼される学校を目指します —信頼される学校—

ア 現状と課題

(ア) 学校の組織力向上の推進

- a いじめや不登校の深刻化、経験の浅い教員の増加等、これまで以上に学校が組織力を発揮して課題に取り組むことが求められています。学校管理職のマネジメント力の向上や、積極的な学校情報の発信により、保護者や地域の信頼や協力を得ながら学校運営を行っていく必要があります。
- b 育児休業取得者・退職者の増加等に対応するための人材確保等について学校からの強いニーズがあることから、迅速に対応できるようにするための任用制度の検討が求められています。あわせて、増加する育児短時間勤務取得者に対応するための対策が求められています。

- c 教職員の業務負担の軽減が課題となっていることから、学校と教育委員会事務局それぞれが仕事の仕方を見直すとともに、きめ細かな指導・支援を行うための体制の充実や、職場環境の改善を図ることが必要です。
- d 平成29年度を目途に県費負担教職員制度が見直され、給与負担等が本市に移管されることから、円滑な移管に向けた着実な準備が必要です。また、移管後に児童生徒や学校・地域の実情に応じた教職員配置となるような工夫が求められます。

(4) 学校教育事務所による支援の見直し

- a 学校教育事務所の開設により、学校に対し、迅速できめ細かな教育活動支援を行えるようになりました。
- b 指導主事の学校訪問による授業改善指導や「授業改善支援センター（ハマ・アップ）」の「授業づくり講座」の質的な充実を図るなど、教職員の授業力向上と人材育成支援に取り組む必要があります。
- c 支援を必要とする児童生徒への対応が複雑化する中、学校が関係機関との連携を円滑に図れるよう学校教育事務所が関係機関との連携を強化することが課題です。

イ 施策 9 チーム力を活かした学校運営の推進

(ア) 施策の方針

- a 校長等がマネジメント力の向上や情報発信に取り組み、組織的な学校運営を推進します。

b きめ細かな指導・支援体制や職場環境の充実などを行うことで、教職員の負担軽減に取り組めます。

c 県費負担教職員の市費移管のために必要な制度設計を行うとともに、移管後の教職員配置等を工夫します。

(イ) 重点取組

a 重点取組 1 校長、副校長のマネジメント力の向上

b 重点取組 2 学校の情報発信による保護者や地域の理解促進

c 重点取組 3 教職員の負担軽減に向けた取組

d 重点取組 4 県費負担教職員の市費移管への対応

ウ 施策10 学校教育事務所の機能強化による学校支援

(ア) 施策の方針

自主的・自律的な学校運営を支援するため、学校教育事務所の機能強化を図ります。

(イ) 重点取組

重点取組 1 自主的・自律的な学校運営のための支援

(5) 目標 4 家庭・地域・学校が連携し、子どもの成長を支えます

ア 現状と課題

(ア) 家庭・地域・学校が連携した学校運営の推進

地域の間関係の希薄化が進み、地域の人との関わりや多様な環境から学ぶ機会が減少しています。

子どもの豊かな成長を支えるためには、子どもが地域で活躍することができる場を作ることや、地域の人材を

活かして学校運営を推進することなどを通して、学校と地域がより良い関係を構築することが求められています。

。

(イ) 困難を抱える児童生徒への支援や学習機会の確保

a 所得の格差拡大や家庭環境などによって生じる学力や進学機会の格差に対し、学校において少人数指導や補習などで対応していますが、学校と関係機関が連携して学習支援を充実することが必要です。

b 児童虐待の増加や居所不明児童生徒の存在など、学校だけでは解決できない問題が生じているため、これまで以上に学校・区役所・児童相談所等の関係機関が連携した切れ目のない支援を行う必要があります。

イ 施策11 子どもの成長を社会全体で支える体制づくり

(ア) 施策の方針

a 地域で子どもが豊かに成長するために、地域の人材を学校運営に活かし、地域と学校が貢献し合う関係を構築します。

b 学校や家庭、区役所、警察等の関係機関が協力・連携して全ての子どもを支えます。

(イ) 重点取組

a 重点取組 1 地域の人材を活かした学校運営の推進

b 重点取組 2 児童生徒の地域活動への参加促進

c 重点取組 3 家庭の教育力向上のための支援

d 重点取組 4 区役所や児童相談所、療育センター、警察や関係機関との連携による児童生徒支援

(6) 目標 5 子どもの教育環境を整備するとともに、市民の学習活動を支援します

ア 現状と課題

(ア) 児童生徒の安全の確保とより良い教育環境の構築

- a 災害発生時にも、学校において児童生徒の安全を確実に確保するため、市立学校の耐震化を完了し、的確な防災対策を行うことが急務です。また、老朽化した学校施設の長寿命化・建て替えに向け、財政負担の平準化を踏まえた計画的な保全を行うことが必要です。
- b 児童生徒の急増地域や減少地域においても子どもが適切な環境で学校生活を送れるよう、地域の実情に応じて、学校の新設・統合などによる対応が必要です。
- c 特別教室の暑さ対策やトイレの洋式化などを行うことにより、子どもが安心して教育を受けられる環境を整える必要があります。

(イ) ニーズに応じた生涯学習の推進

- a 「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」に基づき地域の特性に合わせた読書活動の推進を着実に進めること、市立図書館においてニーズに応じた図書館サービスの充実を図ることが課題です。
- b 市内に残る文化財は、日本や横浜の歴史を知るために欠かせないものであり、積極的な保存・公開や、歴史学習のための身近な教材としての活用が求められています。

イ 施策12 教育環境の整備

(ア) 施策の方針

- a 子どもの安全・安心を確保し、より良い教育環境の整備を進めます。
- b 地域の実情に応じて、学校規模の適正化を進めます。

(イ) 重点取組

- a 重点取組 1 安全で安心な教育環境の整備
- b 重点取組 2 学校規模の適正化

ウ 施策13 市民の学習活動の支援

(ア) 施策の方針

- a 区役所・図書館・学校の連携により、地域全体で読書活動を推進します。
- b レファレンス機能の強化と利便性向上を図り、図書館サービスを充実させます。
- c 横浜らしい文化財の保存・活用を図り、横浜の歴史を学習する場を充実させます。

(イ) 重点取組

- a 重点取組 1 地域の特性に応じた読書活動の推進
- b 重点取組 2 図書館サービスの充実
- c 重点取組 3 横浜の歴史に関する学習の場の充実

提 案 理 由

教育基本法第17条第2項の規定に基づき第2期横浜市教育振興基本計画を策定したいので、横浜市議会基本条例第13条第3号の規定により提案する。

**参 考**

**教育基本法（抜粋）**

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。